

ケアプラン点検にかかわる各保険者への公開質問状 回答集計結果報告

当協会では、平成 21 年 8 月に介護支援専門員の業務環境の改善や県・保険者への提言等に資することを目的として、介護保険関連の事業所及び施設に勤務する介護支援専門員を対象に「ケアプラン点検事業に関わるアンケート調査」を実施いたしました。

調査の結果、保険者毎でケアプラン点検事業の指導内容に相違がみられたため、特に疑義の多かった項目について、県内全保険者を対象に公開質問状への回答を依頼しました。現状の問題を整理し、今後の適正なケアマネジメント実践に役立てたいと考えております。

保険者名	記入月日	所属部署名
那覇市	平成 22 年 2 月 25 日	ちゃーがんじゅう課
宜野湾市	平成 22 年 2 月 10 日	介護長寿課
宮古島市	平成 22 年 3 月 11 日	介護長寿課
石垣市	平成 22 年 3 月 1 日	介護長寿課
浦添市	平成 22 年 2 月 22 日	福祉保健部介護保険課
名護市	平成 22 年 2 月 25 日	健康福祉部介護長寿課
糸満市	平成 22 年 2 月 24 日	福祉保健部介護長寿課
沖縄市	平成 22 年 2 月 24 日	高齢福祉課
うるま市	平成 22 年 2 月 23 日	介護長寿課
西原町	平成 22 年 2 月 23 日	介護支援課
多良間村	回答なし	回答なし
竹富町	平成 22 年 3 月 18 日	介護福祉課
与那国町	回答なし	回答なし
沖縄県介護保険 広域連合	平成 22 年 2 月 22 日	業務課 地域支援係

「入院中のアセスメントについて」

【質問 1.】

入院中の利用者について、退院後すぐにサービスが必要な場合、病院にて聞き取り等をおこなうこととなりますが、その場合はアセスメントとして認められるのでしょうか。

＜根拠法令＞

基準第 13 条第 7 号

介護支援専門員はアセスメントにあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない

【回答】

1. 一律に減算対象である
2. 一律に減算対象ではない
3. 個々のケースに応じて対応する

保険者名	選択回答	回 答
那覇市	未記入	病院での聞き取りだけでは、アセスメントとしては認められません。退院調整のための外泊時や外出時に、利用者に同伴しアセスメントに環境部分を追加することが望ましい。入院中の自宅同伴が困難な場合は、退院後すみやかに訪問し、アセスメントに情報を追加する必要があると考えます。
宜野湾市	3.	サービス提供にあたって、本人の居住状況の把握は必要であるため、居宅への訪問は行わなければなりません。但し、退院後すぐにサービスが必要な場合は、後日利用者宅を訪問したことが確認できればアセスメントとして認めます。
宮古島市	3.	「基本的には居宅」と解釈する。サービス利用者本人が不利益を被る場合はもっと柔軟に対応し、この文面だけを似て減算とはあまりにも事務的な指導である様に思う。この場合、一応「できるだけ居宅で」と立場上の説明はするが、減算の対象とはしないケースが多いと思われる。ただし、話を聞いていく中で、おかしなこと（具体的ではないが、諸々）があれば、減算となる場合もあると思う。
石垣市	3.	アセスメントは基準 13 条第 6 号に示されているとおり、「解決すべき課題の把握」と考えます。当例の場合、病院での聞き取りはやむをえない事情になると考えられます。しかし、病院での聞き取りのみで「解決すべき課題」を十分に把握することができるのか？疑問に感じます。利用者の生活環境・介護環境等の確認は必要であると考えます。
浦添市	3.	退院直後にサービス利用の予定のある場合は、入院中にアセスメント及び一連のケアマネジメントを行う必要があるため。
名護市	3.	基本的には、利用者の居宅を訪問してアセスメントを行うべきであるが、ご質問のようにすぐにサービスが必要と判断された場合には、病院にての聞き取りも、やむおえない理由として可能と思われます。アセスメントを行う場所を居宅としているのが、生活環境等を把握しておかなければならないため（住宅改修の必要性や、サービスが提供できる環境になっているか等）だと解釈しております。ですから、今回のようなケースでは、モニタリングなどの中で把握、解決していただければ良いと思います。
糸満市	3.	退院後すぐにサービスを利用する場合、入院中に生活環境や介護状況を確認した上でサービスを特定していると考えています。しかし、アセスメントを行った日と退院までの間に状態の変化があることも予想されます。又、本人を含めた周囲の考えと違った問題点が出てくる可能性もあります。このことから、入院中のアセスメントでは不十分と思われる為、退院後は早期に課題の再確認（アセスメント）を行うよう指導しています。再アセスメントが行われていない場合、減算と判断する可能性はあります。
沖縄市	2. 3.	退院後、すぐにサービスが必要な場合は、入院中にケアプランを作成することになるので、病院にて聞き取り等を行った場合、アセスメントとして認められるのではないのでしょうか。しかし、病院での状況と在宅での状況で利用者の ADL に変化がある場合も考えられる事から、自宅の状況の確認が必要

		となってくる場合もあると考えます。
うるま市	3.	利用者側の心身の状態、生活環境、介護力等の課題分析に必要な情報の把握が行える場合、特段の事情と判断し減算の対象とはなりません。
西原町	3.	一律に減算対象とするのではなく、利用者さんの緊急の状況なども考慮した上で判断する。(過去に質問1.のような事例はなし)
多良間村	回答なし	回答なし
竹富町	3.	利用者が、身体的な状況の変化により入院した場合は居宅での面接が困難となります。この場合は、退院後直ぐにサービスが必要とあるので、居宅以外の訪問(病院)でも減算対象とは判断しません。利用者が新規か継続等もあり、個々のケースに応じて対応します。第5表(介護支援経過)に、経緯がわかる記載をおねがいでいます。
与那国町	回答なし	回答なし
広域連合	2.	※アセスメントとして認めています。

「毎月の利用者との面接(モニタリング)について」

【質問2-1.】

宅老所等において利用者と面接する際に、施設によっては設備上本人の個室スペースが十分に確保されていないために、本人が自室ではなく共有スペースでの面接を望むことがあります。共同で生活している場合はあくまで本人の居室にて面接しなければいけないのでしょうか。

<根拠法令>

基準第13条第13号

イ. 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること

老企第36号 第3の6

(3) ①当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する

【回答】

1. 一律に減算対象である
2. 一律に減算対象ではない
3. 個々のケースに応じて対応する

保険者名	選択回答	回答
那覇市	2.	利用者が生活している場所で面接できればよいので、共有スペースでの面接でも問題はないと考えます。ただし、本人の居室の状況(居室内で、転倒等はないか、危険はないか等)の確認は必要と考えます。
宜野湾市	3.	宅老所の居住状況によりますので、一律に捉えるのは難しいと考えます。設備上の問題で、共有スペースで面接を行いたいとの本人の希望があった場合、面接自体は共有スペースで行ったとしても、個人スペースの状況の把握は行わなければなりません。
宮古島市	3.	このケースは、できるだけ本人の居室が良いし、実際に共有スペースでモニタリングが行われた様な記録があれば、「やはり居室で」という様な指導を行う。やはり、モニタリングにはプライベートな部分が大半を占めてくる為、今のご時世、ケアマネにとっても、居室で行った方が、何らかのトラブル等に巻き込まれる可能性を減らすことができると思う。しかし、そんなケースは多分マレであるし、本人が共有スペースを指定するのであれば、別に行っても「減算しろ」という指導を行うことはあまり考えられない。ただ、様々な可能性がある為、「2」は選べない。
石垣市	3.	当市において上記ケースはございません。モニタリングは「実施状況の把握」であり、利用者の実態とサービスが合致しているかどうかを確認するために行い、生活・介護環境(状況)の変化の確認も含まれていると考えます。上

		記状況の中、本人と共有スペースで面接したのみでモニタリングの意義が満たされる（把握できる）かは、個々のケースによると考えますが、自室の確認は必要であると考えます。
浦添市	2.	宅老所入所中の方もモニタリングは宅老所の居室で行われるべきものと考えます。居宅での住環境等の把握も必要のため。
名護市	3.	基本的には、利用者の居宅を訪問して利用者に面接すべきであるが、ご質問のように、近年自宅ではなく、宅老所等において生活をされている方が増えてきていると思われます。面接を行う際、できるだけ居室であるほうが望ましくありますが、設備上、やむおえなく共同で生活されている場合は、利用者の立場を踏まえ、しっかりプライバシーを守り、面接を行って頂ければ、可能だと解釈しております。
糸満市	2.	共有スペースを含めて居宅と認識しても良いかも知れませんが、実際一緒に生活している方に聞かれたくない事もあると思います。又、宅老所の利用（満足度）を確認する場合は共有スペースできちんとした情報が得られるのか疑問です。
沖縄市	3.	モニタリングについては原則、居宅にて行うという事になっているが、宅老所によっても個室・多床室と様々であり、一概に自室でなければならないという事ではないと考えます。モニタリングをするに当たっては、利用者のプライバシーに配慮した判断が必要だと考えます。
うるま市	3.	モニタリングは解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、居宅サービス計画の実施状況の把握を行わなければなりません。それを踏まえ、判断します。共有スペースでは利用者がサービスや排せつ、入浴、清潔保持、その他本人にとって話しづらいこともあると思われます。自己選択や自己決定を尊重するためにも、自室で面談する配慮が必要と思われます。
西原町	3.	一律に減算対象とはいえず、宅老所の施設状況なども考慮し判断する。
多良間村	回答なし	回答なし
竹富町	2.	「利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること」とあり、居室で面接しなければならないとは解釈しません。宅老所が居宅であると解釈し、一律に減算の対象ではないと考えます。
与那国町	回答なし	回答なし
広域連合	3.	基本的には本人の自室での面談を訪問、モニタリングの実施としていますが、本人が何故、共有スペースでの面談を望むのか自室での面談ができない理由内容によって判断しています。また、自室での面談が行えるよう説明し理解を得られるような対応が必要と考えます。ほとんどのケースで今回は指導とするとしての対応をしています。

「毎月の利用者との面接（モニタリング）について」

【質問 2-2.】

1) 利用者が急に入院して同月内の退院が見込めず、病院にて本人の状態確認をおこなった場合は、利用者の「特段の事情」に該当し、モニタリングと認められるのでしょうか。

【回答】

1. 一律に減算対象である
2. 一律に減算対象ではない
3. 個々のケースに応じて対応する

保険者名	選択回答	回 答
那覇市	2.	「特段の事情」に該当すると考えます。
宜野湾市	3.	状態確認がきちんと行われているのであれば、基本的には「特段の事情」に該当し、モニタリングと認めます。但し、今後のサービス内容等の確認の為に、退院後の本人の状態確認が必要です。
宮古島市	3.	1) については「3」。基本的には問題なくモニタリングと認められる。ただ

		し、先から書いている通り「2」とは答えられない。
石垣市	3.	「特段の事情」に該当するかどうかは、利用者の入院時の状況によると考えます。※入院に到るまでのマネジメントの過程等を重要視しています。
浦添市	3.	利用者の急変等により、ICUなど家族以外の面会が出来ない場合もあり、1)、2)については状況に応じて判断。
名護市	2.	ご質問のようなケースは、利用者の「特段の事情」に該当し、モニタリングと認められます。
糸満市	2.	予定していた入院でない限り、モニタリングとして認めると思います。「特段の事情」：利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する事ができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。
沖縄市	3.	訪問予定していた時期に緊急入院になった場合については、「特段の事情」に該当するものと思われませんが、経過については支援経過録へ記入しその内容で判断する事になります。(病院での面接の有無で判断するものではありませんが、病院での面接をを妨げるものではありませんので、その旨は記録したほうが良いと思います。)
うるま市	2.	利用者側の理由であり、特段の事情に該当し減算の対象とはなりません。ただし、モニタリングできなかった理由を支援経過等に記載し、客観的にみて判断できるようにする必要があります。また、退院後はADLが、変化している可能性が高いのでアセスメントを行う必要があると思われま
西原町	2.	急な入院、同月内での退院も無理であれば、病院でのモニタリングもやむをえないと考えます。
多良間村	回答なし	回答なし
竹富町	3.	1)について 利用者の急な入院で、同月内での退院が見込めない場合は「特段の事情」に該当すると考えます。「特段の事情」個々のケースに応じて対応します。
与那国町	回答なし	回答なし
広域連合	2.	特段の事情に該当するとしての取り扱いをしています。

2) また同じ状況下で、自宅・病院のどちらにおいても面接できなかった場合はいかがでしょうか。

1. 一律に減算対象である
2. 一律に減算対象ではない
3. 個々のケースに応じて対応する

保険者名	選択回答	回答
那覇市	3.	インフルエンザ等、感染の恐れのある疾病や面会謝絶等、病院側から利用者との面会を止められている場合は、面接することができなくても減算の対象にはならないため、「3」を選択しました。このような状況以外は、減算の可能性が高いと考えます。
宜野湾市	3.	利用者の病状等により面接ができなかった場合は「特段の事情」に該当します。但し、上記1)と同様、退院後の状態確認が必要です。1)、2)いずれの場合にも、支援経過等にその状況が記録されておらず、その際の状況が十分に確認できない場合は、モニタリングとして認められません。
宮古島市	1.	2)については「1」。入院状況下であれば、やはりケアマネジメントをほぼしていないという状態と判断し、一律で減算対象とする。
石垣市	3.	「特段の事情」に該当するかどうかは、利用者の入院時の状況によると考えます。※入院に到るまでのマネジメントの過程等を重要視しています。
浦添市	3.	利用者の急変等により、ICUなど家族以外の面会が出来ない場合もあり、1)、2)については状況に応じて判断。
名護市	3.	同じ状況下で、自宅・病院のどちらにおいても、面接ができなかった場合においても、利用者側に特段の事情があった場合に限り、減算対象ではありません。

		せん。(事業所側の事情であれば減算対象)なぜ1月の間に1回の面接ができなかったのか、その理由が支援経過に記載されていて、かつ明確であれば問題ないと思われます。
糸満市	3.	1)と同様、「特段の事情」に該当すると思われますが、家族に面接して利用者の情報を得る必要はあると思います。又、面接できなかった理由・状況等を記録として残しておく必要があります。(記録で確認できない場合は、減算となる場合もあります)
沖縄市	3.	1)と同じで、病院での面接を求めるものではありませんので、その訪問できなかった理由及び経過について、支援経過録に記入しその内容で判断する事となります。
うるま市	2.	利用者側の理由であり、特段の事情に該当し減算の対象とはなりません。ただし、モニタリングできなかった理由を支援経過等に記載し、客観的にみて判断できるようにする必要があります。また、退院後はADLが、変化している可能性が高いのでアセスメントを行う必要があると思われます。
西原町	3.	利用者の状況によりケースに応じ判断する。
多良間村	回答なし	回答なし
竹富町	3.	2)について 自宅・病院のどちらにおいても面接できなかった場合は、面接ができなかった理由を確認し個々のケースに応じて対応します。
与那国町	回答なし	回答なし
広域連合	2.	特段の事情に該当するとしての取り扱いをしています。

「毎月の利用者との面接（モニタリング）について」

【質問2-3.】

居宅訪問時に本人が体調不良で寝込んでいた為、本人ではなく家族からのみ状態を聞き取った場合には、利用者の「特段の事情」に該当し、モニタリングと認められるのでしょうか。

【回答】

1. 一律に減算対象である
2. 一律に減算対象ではない
3. 個々のケースに応じて対応する

保険者名	選択回答	回答
那覇市	2.	別日程を設定できれば、それが望ましいが、困難な場合は、家族から本人の状況を確認できれば、モニタリングとして認めます。
宜野湾市	3.	十分な内容が聞き取りできているのであれば、基本的に「特段の事情」に該当すると判断し、モニタリングとして認めます。
宮古島市	3.	介護度及び本人の状況によるが、本人の意思ソツウ、確認が、日常的に可能である状況ならば、減算対象とする。家族からの意見ももちろん重要ではあるが、やはり毎月本人ときちんと会話をし、状態の把握や信頼関係の構築、自分の立てたプランの評価等、ケアマネジメントの上で必要なたくさんの要素を得なければならないと思う。ただ、本人の意思ソツウが不可能であれば、上の状況であっても、減算とはしない。
石垣市	3.	「特段の事情」に該当するかどうかは、利用者の状況によると考えます。※後日、再度訪問・モニタリングが出来なかったのか?等、マネジメントの過程を重要視しています。
浦添市	3.	基本的には利用者の状況判断のため本人との面会が望ましいが、自宅訪問したが本人の拒否等により家族から状況を聞く場合も想定されるため3とする。
名護市	3.	基本的には、利用者本人との面接であるので、体調不良で寝込んでいたのであれば、日を改め、訪問すべきである。ご質問のようなケースで、どうしても訪問日の調整がうまくいかず、(利用者の都合により)家族からのみでも利用者の状況がしっかり聞き取れた場合には利用者の「特段の事情」に該当

		し、モニタリングと認められます。
糸満市	3.	訪問した日が体調不良であったとしても別の日に訪問、或いは電話して確認する事も出来ます。利用者と居宅で面接する事の趣旨は、 ①本人が生活の事で問題点を感じている部分はないのかを会って確認すること、②他者から見て本人が問題と意識していないものの中に課題はないかを確認することが含まれているのではないのでしょうか。
沖縄市	2.	予め、訪問日を設定していて、訪問時に本人体調不良で面談できない場合においては、「特段の事情」に該当すると思われるが、利用者の情報を家族のみの聞き取りで十分な状況なのか、直接本人への聞き取りが必要な状況なのかの判断は必要と思われます。直接聞き取りが必要であれば再度訪問の調整をするなどの対応は検討して頂きたいと思えます。
うるま市	2.	事前に訪問の調整を行うこと。そのうえで上記の場合、特段の事情と判断、支援経過に記載すること。連絡体制不備の場合、特段の事情とはいえません。一部の宅老所や高齢者専用住宅等については、施設職員が対応し、利用者の状態把握や意向が十分伝わっているのか確認できない事例が見受けられます。自己選択や自己決定を尊重するうえでも、モニタリングは重要な業務の一つと考えておりますのでなるべくご本人とお会いして行うようにして下さい。
西原町	3.	本人が体調不良にて全く話が出来ず、聞きとりできない状態なら、再度本人の体調がよく、聞きとりできる日に訪問し、本人とも直接するのが望ましいと考えます。本人の体調が回復せず、同月内での面談が困難な場合は、家族からの聞き取りのみでもやむを得ないと考えます。
多良間村	回答なし	回答なし
竹富町	3.	訪問時に本人が体調不良であった場合は、日を改めて訪問することが良いと考えますが個々のケースに応じて対応します。
与那国町	回答なし	回答なし
広域連合	2.	基本的には本人在宅中の訪問が確認できた場合、モニタリングの実施としています。当該ケースについては特段の事情としての取り扱いに該当すると判断しますが後日、何らかの方法で本人にモニタリングを行う必要があると考えます。

「短期目標期間終了時のサービス計画書の扱いについて」

【質問3.】

サービス計画書第2表における「短期目標」期間が終了し、モニタリングでは目標の達成に向けて順調に進捗している場合において、以降の期間のサービス計画書の扱いは下記の 1～3 のいずれかとなるのか、若しくは他の扱いとなるのでしょうか。

<根拠法令>

基準第13条第12号

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする

老企第36号 第3の6

(2) 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員がサービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する

①居宅サービス計画を新規に作成した場合

②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

【回答】

1. 再アセスメントをした上で担当者会議を開催し、全てのケアプラン（サービス計画書第1～3表）の見直しと同意を得る
2. 再アセスメント・担当者会議は開催しなくてもよいが、プラン変更がない旨をモニタリングにて

確認して記録した上で、サービス計画書第1～3表を見直し、本人の同意を得る

3. 期間中に適切な支援がおこなわれてその経過がモニタリング・支援経過等で明記されていれば、プランの見直しは長期目標期間の終了時でよい

保険者名	選択回答	回答
那覇市	未記入	短期目標を達成し目標やサービスに変更がある場合は「1」で対応) 基準第13条15号) 短期目標は達成したが、目標やサービスに変更がなく、期間のみ延長する場合は、サービス担当者への意見照会を行い「2」で対応。
宜野湾市	3.	左記回答のとおりです。
宮古島市	未記入	事務レベルのみで話をすれば「3」。「3」としての記録がしっかりとしていて、かつ本人状態がその途中で大幅に変化している等のプラン見直しの旨などが見当たらなければ「3」の書類整備だけでもプランの不備等の指摘は行わない。ただ、「2」を行っている、より丁寧な書類整備だと感心し、「1」まで行って、また新たなニーズ等を見出すと、より丁寧なケアマネジメントであると感心する。
石垣市	※その他の取り扱い	短期目標の期間が終了した時は、目標達成の度合いの「検証」が必要であり、その検証【モニタリング(面接)、リ・アセスメント】を経て、必要に応じケアプランの見直しが生じると考えます。例えば、「短期目標期間の更新」のみが必要であると判断した場合は、【老企第29号(別紙1)】の取扱いに準じてよいと考えます。また、短期目標の期間が切れた居宅介護計画書は暇疵がある計画書となり、本来新しい期間を位置づけた計画書を作るべきで、作成した際は利用者やサービス担当者に説明・同意・交付する必要があると考えます。 ※目標達成の度合いの「検証」や、「居宅サービス計画」の変更・継続の判断については、ケアマネージャー一人で行えることではないと考えています(チームケアが基本です。)
浦添市	3.	短期目標の達成時はモニタリングの継続を行いながら、サービス利用の変更等がなければ、次の更新時のケアプラン作成までは継続でサービス提供する。
名護市	3.	ご質問のような場合は、期間中に適切な支援が行われていて、その経過が支援経過等で明記されていれば、プランの見直しは、長期目標期間終了時でよいと考えます。その理由として、短期目標の期間は、あくまでの長期目標の達成のために踏むべき段階の期間だからです。そのことを踏まえると、短期目標期間が終了したとしても、サービス計画書の変更は不要と考えます。
糸満市	その他の扱い	位置づけた短期目標が達成しているのであれば、計画をそのまま継続とするのではなく、更にステップアップした短期目標を位置づけ、長期目標の達成・課題の解消に繋げていくのが望ましいと考えています。モニタリングがきちんと行われていれば、継続的なアセスメントを行っているものと考えられ、新たに位置づけた短期目標の共通理解をする為の担当者会議は必要と思います。その一連の流れを行った上で、利用者の同意を得、交付となるのではないのでしょうか。しかし、ケアマネの負担が大きいとの声もある事から、上記の過程を行うよう強く指導はしていません。
沖縄市	1. 3.	短期目標が終了し、長期目標やプラン変更がない場合は、3。 短期目標が終了した時点で目標やプランを修正する場合は、1.の扱いとなります。
うるま市	3.	短期目標が終了することによってサービス内容が変わるのであればプランの見直しが必要なので1に該当します。そうでない場合は長期目標期間の終了でよいので3に該当します。
西原町	3.	サービス内容等変更があれば計画の見直し、担当者会議は必須と考えるが、上記の場合は必要ないと考えます。
多良間村	回答なし	回答なし
竹富町	未記入	検討中

与那国町	回答なし	回答なし
広域連合	3.	但し、短期目標やサービス内容等に変更がある場合は一連の作業が必要と考えます。

「認定が遅れた際の更新月の暫定プランの取り扱いについて」

【質問4.】

要介護更新認定申請後30日以内に認定結果がおりずに、(有効期間が切れた)翌月の半ばに認定がおりた場合、(当月中の認定が出るまでの間に)サービスを利用するには必ず暫定プランを作成し、サービス担当者会議を開催しなければいけないのでしょうか。

またその際には、認定後にあらためてプランの再作成及び担当者会議の開催、本人への説明と同意を得なければいけないのでしょうか。

<根拠法令>

基準第13条第14号

介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする

イ. 要介護認定を受けている利用者が法第28条第項に規定する要介護認定を受けた場合

ロ. 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

【回答】

1. 一律に減算対象である
2. 一律に減算対象ではない
3. 個々のケースに応じて対応する

保険者名	選択回答	回答
那覇市	2.	介護サービス利用の為に、居宅サービス計画書は必要なため、認定が下りるまでの間、暫定プランは必要です。ただし、当月中のサービス担当者会議、プラン作成が実施されていれば、減算にはなりません。サービス担当者会議、プラン作成は、サービスの開始前までに実施することが望ましいと考えます。認定後の改めてのプラン再作成やサービス担当者会議の開催は状況に応じて、実施してもらえればよいと考えています。暫定プラン作成時のサービス担当者会議で、認定されそうな複数の介護度を想定し、サービス内容の検討を行い、利用者や家族、事業所等の同意を得ていれば、あえて再作成や再度の会議開催は必要ないのではないのでしょうか。
宜野湾市	2.	有効期間開始前での暫定プラン作成、サービス担当者会議の開催が必要になります。認定後、確定した介護度でのプランの再作成、本人への説明・同意は必要ですが、サービス内容に変更がなければ担当者会議までは必要ありません。
宮古島市	3.	暫定プランを作成し、サービス担当者会議を開かなければならない。その場合は、必ずアセスメントしていると思うので、ある程度の状態把握と、介護度予想はできるものであると思われる。その上でプラン作成し、サービス担当者会議を開催する必要がある。プラン不在のサービス提供は保険者として認められない。これが継続でなく新規であるなら尚更だと思う。ただ、「またその際には」のくだりに関しては、予想介護度との大きな相違がない限り、行わなくて良いと思う。支援と介護を行ったり来たりする方もいるので、無償の働きとなるかもしれないが、日常生活支援の概念がある以上、包括ときちんと連携を取って、密な支援を行う必要がある。
石垣市	3.	暫定プランは必ず作成することと考えます。暫定プラン作成時に行う連絡調整等の会議を「担当者会議」と称するかは、会議の内容にもよるかと考えますが、暫定プラン作成時に運営基準に規定されている、「サービス担当者会議」

		<p>を行い、認定結果後も状態の変化・環境の変化がほぼ見られず、暫定時の内容と変わらない場合は、暫定プランを正式プランとする旨を各サービス担当者及び利用者へ説明・同意して頂き、正式プランの交付を行うことで良いと考えます。</p> <p>※当然、認定情報（調査票・意見書・介護度等）や、利用者の状況・生活環境の変化などがある場合は再度「担当者会議」にて、計画の再検討を行う必要があると考えます。</p>
浦添市	1.	暫定プランでのサービス利用がある場合は、サービス担当者会議でのプラン原案を提示し、同意を得たうえでのサービス利用になるため。
名護市	3.	暫定ではあるが、実際に介護サービスを利用するのであれば、暫定プランを作成し、サービス担当者会議を開催しなければならないと考えます。またその際、認定後に正式なプラン作成、および、担当者会議の開催、本人への説明と同意は、おこなわなければなりません。当然、更新認定申請の結果が前回と変わる可能性もありますので、利用できるサービスの種類、回数が変わり、あらためてサービス内容を検討する必要性が出てくるためです。
糸満市	3.	認定が出るまでの間にサービスを利用するならば、暫定プランは作成する必要があります。その際、本市としては、担当者会議を開催するよう指導しています。又、認定後には確定プランを作成するよう指導しており、その際、サービスの変更がなければ新たに担当者会議を開く必要はないと思いますが、変更するかしないかはケアマネだけで判断するものではないので、利用者・家族・サービス提供事業所に照会等で確認する必要があると考えます。確定プランについては、利用者の同意・交付も必要と考えています。
沖縄市	2.	暫定的にサービス利用が必要な場合は、必ず暫定プランを作成しサービス利用する事となります。その作成に当たり、サービス担当者会議の開催を行わなければなりません。又、暫定プランについても利用者・家族への説明・同意・交付を行って下さい。認定後、本人の状態やサービス内容に変更がなければ、暫定プランを確定プランとし、担当者会議も暫定時に行ったもので対応可能とし、その旨、支援経過へ記載することをケアマネに指導しています。
うるま市	1.	暫定プランの場合でも、担当者会議は必ず開催しなければなりません。認定後、プランに変更がない場合、正式なプランを作成し、説明、同意、交付を行います。（認定後、暫定プランを本プランに置き換える旨の同意をもらい、本プランとすることも可。）その際、暫定プランからサービス内容は変更ないためサービス担当者会議を行う必要はありません。しかし、見込んでいた介護度、認定期間でなかった場合、必要に応じプランの作成、担当者会議等行う必要があります。本プラン、暫定プランにかかわらず、アセスメント、サービス担当者会議、居宅サービス計画の説明、同意、交付、モニタリングが守られない場合は介護報酬の減算対象となります。
西原町	3.	認定の結果が遅れている場合もサービスの利用がある場合は、必ず暫定プランを作成していただき、担当者会議も必須と考えます。暫定利用期間中は給付の面でのトラブルも多いので、西原町では暫定でサービスを利用する場合（上記の例の場合も含む）、ケアマネージャーさんに1～7表の提出を依頼しています。
多良間村	回答なし	回答なし
竹富町	3.	更新申請中に有効期限が切れる場合は、暫定プランを作成しサービスが利用できるようにサービス担当者会議の開催が必要だと考えます。認定後、暫定プランの介護度と違いがある場合は、再度、プランの作成及び担当者会議の開催が必要になると考えますが個々のケースに応じて対応します。
与那国町	回答なし	回答なし
広域連合	2.	基本的には、有効期間内に一連の手順が必要と考えますが、認定の有効期間開始当該月内に一連の手順が行われている場合は減算対象ではありません。（暫定プラン作成時に担当者会議を開催し認定後に新たなサービス等の変更

		がない場合においては再度、担当者会議を開催しなければならないものではありません。認定後のケアプランの交付は必要です。）
--	--	---

「軽度者（要支援1・2及び要介護1の方）に対する福祉用具貸与について」

【質問5.】

福祉用具の必要性を主治医及び理学療法士が認め、その旨が担当者会議録や照会記録に明記されていても、あくまでも事前に保険者へ確認しなかった場合には（貸与は）認められないのでしょうか。また事後承諾が可能なケースがあればご記入ください。

【回答】

1. 一律に減算対象である（貸与が認められない）
2. 一律に減算対象ではない（貸与が認められる）
3. 個々のケースに応じて対応する

保険者名	選択回答	回答
那覇市	3.	軽度者に対して、「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」等は原則として算定できません。ただし、「要介護1」の者に係る指定福祉用具貸与費<老企第36号、第2の9(2)>①算定の可否の判断基準において、 ⑦要介護認定、基本調査票の結果(直近)を用い、要否を判定してください。貸与可能な状況であれば、保険者への確認及びプラン・理由書提出の必要性はありません。 ⑧の場合は、医師の医学的所見に関する確認が必要です。その場合にも保険者へ理由書・ケアプラン一式・アセスメントを提出し、保険者で貸与可能かどうかの判断をします。 事前でなければ、全く認められないわけではなく、その状況で福祉用具を導入した後でもよいが、事前の相談が望ましいと考えます。
宜野湾市	3.	原則として、減算対象であるが、本市においては、分った時点で理由書等を提出するよう指導しており、減算は今のところ行っていない。今後、検討して行きたい。
宮古島市	3.	基本的には「1」の「認められない」。保険者が確認をしたものでなければプランに載せていようが認めない。ただし、実際それを発見した場合であって、必要性に関する書類がそろっておるのであれば、事業所単位で「1回目」は注意とする。突然返戻の対象にする様なことはない。
石垣市	1.	〔老企第36号第2の9(2)〕①ウ、に該当している方に対しては、事前に理由書を提出して頂いています。
浦添市	3.	軽度者への特殊寝台等の貸与時は、ケアマネに申請書の提出をしてもらう。申請がくれた場合、遅延理由を確認し、早急に申請書を提出してもらう。
名護市	3.	名護市では、適正化の観点から、事前に必要性が確認できる資料の提出を促しております。(担当者会議録、主治医の意見書等)たとえそれが事後であっても、当時の状況が確認できる資料を提出していただき、貸与が妥当と判断した場合には貸与可能です。
糸満市	2.	軽度者の福祉用具貸与の場合は、保険者が書面等確実な方法により確認し、その要否を判断するまでが一連の流れとなっています。本来なら、事前に確認しなかった場合、貸与は認められないものですが、本市としては、事後確認でもそれ以外の流れがきちんとされており、必要性が認められれば、保険給付対象としております。(しかし、事後承諾が頻回な状況が続くと、現在のような判断基準で良いのか迷っている状況です)
沖縄市	1.	当市におきましては、「沖縄市介護支援専門員連絡協議会」での説明会及び文書の通知を行っているため、窓口、電話等で相談があった場合は、相談日からの承認、相談がなく理由書を提出した場合は、提出した日から承認しています。また、ご質問の中で「福祉用具の必要性を主治医及び理学療法士が認め・・・」とありますが、主治医の意見(疾病等の原因により事例類型i)～iii)のどの状態であるか記載されているもの)を求めており、理学療法士の意見までは求めていません。

うるま市	3.	福祉用具の確認は主治医から得た情報が必要となります。(理学療法士については特に確認を求めておりません。)うるま市では平成21年12月より確認書にて届け出ることになりました。軽度者として認定される可能性があり、暫定で貸与を開始する必要がある場合は、給付係へ事前に連絡すると共に、主治医から意見を聴取しておいてください。認定結果によって「福祉用具貸与例外給付に関する届出書」を提出していただくこととします。
西原町	1.	厚生労働大臣が定める例外給付に該当する方への貸与は、理由書・申請書を必要としていないが、それ以外の軽度者の方への貸与は事前に申請書・理由書とともに医師の医学的な所見を示す書類の提出を義務付けています。
多良間村	回答なし	回答なし
竹富町	3.	算定の可否の判断基準のA・Iの状態像に応じて算定が可能である。Uの状態像に、あてはまる場合は保険者が確実な方法により確認できれば、認めております。事後承諾が可能なケースとしては、利用者の状態を保険者が把握できている場合は可能と考えますが個々のケースに応じて対応します。
与那国町	回答なし	回答なし
広域連合	1.	特殊寝台及び付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器の種目については基本調査結果で判断できない場合、少なくとも当該月内に書類を提出し保険者の確認が必要となります。(事前に電話等で協議している場合は遡っての貸与を認めています。)事後承諾が可能なケースとしては緊急に福祉用具が必要となったが週末の休日等で保険者と連絡が取れない場合等。

「ケアプラン点検における事前の提出書類について」

【質問6.】

事前に事業所へ提出を求める書類に漏れがあった場合、すぐに返戻となる保険者と、事業所へ連絡して追加提出を認める保険者がいます。

また事業所へ求める事前提出の書類が保険者によって異なるために、介護支援専門員より統一を求める声があります。

1) 貴保険者が求める事前提出書類、及び提出漏れがあった際の対応についてご記入下さい。(要綱、事業所への説明文書、パンフレット等があればご同封願います)

【回答】

保険者	回 答
那覇市	提出漏れについては、追加提出を求めています。提出書類の不備については、内容によって、返戻となる場合もあり得るため、個々のケースに応じて対応します。
宜野湾市	事前提出書類は、ケアプラン第1表～3票、サービス担当者会議録、サービス担当者に対する照会内容、支援経過表、サービス利用票、サービス利用票別表、アセスメント表、モニタリング表の提出を求めています。その他、点検内容に応じて上記の他に書類を求めることもあります。基本的には事業所へ連絡して追加提出を認めています。提出漏れが度々続く場合や理由が正当・明確でないと思われる場合については、課内で調整後、返戻とします。
宮古島市	ケアプラン点検を行っていない。ただ「～さんのプラン提出を」と求めることはあるが、そこに漏れがあっても返戻にはしない。事業所訪ねてプランがなければアウト。
石垣市	提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画 ・モニタリングが確認できる書類 ・アセスメントが確認できる書類 通知をする際に、追加提出を認めない旨を明記し通知しております。しかし、提出書類に書類漏れがあった場合は、一度連絡し再提出して頂いています。
浦添市	基本的には提出時にもれがないか確認し、提出者にサインをしてもらっている。
名護市	ケアプラン一式すべて提出を求めており、提出漏れがあった際は、電話連絡、若しくは再度通知にて、追加資料の提出を求めています。特に要綱等は定めておりません。

糸満市	①アセスメント ②ケアプラン1・2・3表 ③担当者会議録（4表） ④支援経過記録（モニタリング含む） ⑤利用票・別表 提出漏れがあった場合は、追加で提出するよう求め、点検結果に「今後、追加提出については受け付けられない場合がある」とコメントしています。
沖縄市	基本的には、書類提出後の追加提出を認めない事として、提出依頼文書を送付していますが、追加提出又は直接事業訪問し確認する場合があります。
うるま市	事前提出書類に漏れがあった場合は一律に認めないという方針ではありませんが、書類を提出するにあたり当然不備なく揃っているものとして提出してくださいと通知していることから、提出の際はきちんと確認し書類を提出していただきますようお願いいたします。
西原町	提出もれの場合、追加提出を認めることもあります。状況にもよります。提出書類は1～7表、直近のアセスメント表、モニタリング表、計画書の説明・同意・交付が確認できるものです。提出もれの場合、まず指導とし、再度続くようであれば減算の対象とします。
多良間村	回答なし
竹富町	事業所側における資料準備の手間を省くため提出依頼を行わず、事務所を訪問し実地での点検を行っています。
与那国町	
広域連合	基本的には提出書類で判断しています。依頼文書に「書類の不備不足により内容確認できない場合、減算の対象となるので十分確認の上、書類の準備をして下さい」と明記しているため、提出漏れの場合は減算となります。追加資料を求めた例としては提出書類から事業所への交付が確認できない場合やケアプランの説明・同意・交付年月日と提出を求めた支援経過記録の対象月が異なる時等に追加提出を求めた事があります。

2) 提出書類については、今後県内で統一してもよいとお考えでしょうか。

保険者	回 答
那覇市	書類提出は、プランチェックの目的と給付点検の目的等、異なることが、同一保険者内でもあり得るため、統一はできないと考えます。
宜野湾市	点検の着眼点により、同一保険者でも点検時期によって提出書類が異なってくる場合が考えられるので、県内での統一は難しいと考えます。ただ、適正な運営を行っている事業所の負担を増やすことは本意ではありませんので、全体的な点検方法の見直しを検討しています。
宮古島市	その目的によって、必要となる票が違ふかもしれないので、統一しない方が良い。また統一すると、その票以外の票を用意しない（整備しなかつたり遅れたり）ケアマネも出てくるかもしれないので、やはり統一しない方が良い。
石垣市	県内統一してもよいと考えます。ただし、個々のケースにおいて提出書類だけでは確認出来ない場合等は、追加資料として各保険者毎の対応でよいかと思えます。
浦添市	統一してもよい。
名護市	各保険者によって確認したい部分が異なってくると思いますので、統一は、不要と考えます。
糸満市	①アセスメント ②ケアプラン1・2・3表 ③担当者会議録（4表） ④支援経過記録（モニタリング含む） ⑤利用票・別表 上記①～⑤が含まれていれば、県内で統一しても良いと考えています。

沖縄市	点検の目的等によっても提出書類は、その都度異なってくると思われるため、統一するのは困難と思われます。
うるま市	提出する書類については、保険者によって注目する点や要点等異なってくると思われ、一律に統一することは困難と思われます。
西原町	統一してもよいと考えます。
多良間村	回答なし
竹富町	保険者により、点検の方法が異なる場合があると思います。
与那国町	回答なし
広域連合	保険者毎で点検を行っていますので統一は難しいのではないのでしょうか。

「ケアプラン点検の流れについて」

【質問 7-1.】

書類提出後（事業所から問い合わせるまで）保険者から連絡がなかったり、結果通知が大幅に遅れて届くケースがありました。

貴保険者におけるケアプラン点検事業の流れや、事業所へ結果を通知する期限等について目安があればご記入下さい。（要綱、事業所への説明文書、パンフレット等があればご同封願います）

【回答】

保険者	回 答
那覇市	点検の時期や量、チェック体制によっても、終了までの時間が変わってくるため、一律の目安はありません。その時期のチェック終了次第、とりまとめて連絡するようにしています。
宜野湾市	点検の内容や件数によって時間を要する場合がありますので、一律には規定していません。
宮古島市	定期的な点検をしていないので流れ等はないが、私達がプランを提出依頼するときは、ある程度の目星をつけて、提出してもらっている。ただし、調査の結果とプラン等に相違や不審点が見込らなければ、そのまま連絡しない場合もある。期限等の定めは現在設けていないが、今後設けていける様にしたい。（指針等も含め）
石垣市	点検事業の流れ ①点検する旨の文書を通知（通知内に提出書類等も明記） ②書類の点検 ③各事業者へ点検した際の疑義を確認（対象事業所職員と直接対話にて） ④点検結果報告通知を送付
浦添市	点検する件数より点検結果を通知するまで、時間がかかる場合は、提出時にいつ頃結果通知を出す予定か説明行っている。目安としては3ヶ月以内。
名護市	ケアプラン点検事業のながれにつきましては、書類提出後約一ヵ月以内には事業所へ結果通知を送れる取り組みをしております。ケースによっては、内容に不備等や、さらに確認が必要な場合は再提出を求めたりすることにより、通知が遅れることもございますが、基本的には、一ヵ月以内を目途としております。
糸満市	介護保険法第23条により取り寄せた点検結果については、書類提出後1～2ヶ月を目安に通知するようにしています。又、必要に応じて面談の場も設定しています。「軽度者の福祉用具貸与理由書」「同居家族がいる場合の生活援助理由書」「短期入所サービス利用（15日超）理由書」については、早急（1週間以内）に結果を通知するようにしています。
沖縄市	ケアプラン点検については、なるべく早く結果通知するよう心がけていますが、件数、内容及び事業所の傾向によっても時間を要する場合がありますので、特に期間は定めておりません。
うるま市	ケアプラン点検の方法としては、訪問による点検、書類の提出による点検となりますが、結果がでるまでの期間は特にいつまでに行うとは決まっておられません。対象者の人数や対象期間の長さで点検する期間も変わってくるため一概にはいえません。
西原町	平成21年度のケアプラン点検では、6月10日に各居宅事業所へ書類提出依頼文書を送付

	し、8月24日に点検結果通知を送付した。点検件数や、忙しい時期と重なったりにもよるとは思いますが、遅くても半年以内には結果通知を送るようにしています。
多良間村	回答なし
竹富町	特になし
与那国町	回答なし
広域連合	H19年度、居宅ケアプラン点検対象事業所が約200（1事業所の対象者2名）あり点検結果が遅れ大変ご迷惑をお掛けしました。理由としましては、点検の最中に集中点検の必要性が生じたからです。その反省を踏まえその後の点検は複数回に分割し（対象者1名で点検期間1～2ヶ月程度）随時結果返しをしています。提出書類依頼発送から書類提出締め切り日の期間は概ね10日前後としていますが休日等を考慮し調整しています。但し、何らかの情報があつた場合の点検は前日に通知し事業所に赴いて一定期間の全プランについて運営基準に則った点検を行っています。

【質問7-2.】

まずは指導を優先して行い、次段階として指摘事項が改善されなかった際には返戻とする等、介護支援専門員の立場に立った点検事業を行ってほしいとの要望があります。

貴保険者のケアプラン点検事業へ取り組む方針等についてご記入ください。（要綱、事業所への説明文書、パンフレット等があればご同封願います）

【回答】

保険者	回 答
那覇市	ケアプランの内容等については、指導対象と捉えていますが、はっきりした運営基準違反については、返戻もあり得ると考えています。
宜野湾市	基本的には指導を優先させ、指摘事項について改善されなかった場合に返戻としています。複数の事業所で同様の指摘事項が見られ、周知徹底不足と思われる場合については、市内全居宅介護支援事業所に事務連絡を行うようにしています。しかし、法改正に関わらず介護保険施行時から変更の無い事項、居宅介護支援において基本的であると思われる事項については、直ちに返戻とする場合もあります。
宮古島市	大体その様になっている。が、あまりにも介護保険制度、運営基準、サービス内容、諸々について、知らなすぎるケアマネジャーがいることも確かである。何を整備すべきか、どうして整備すべきかどのように整備すべきか、もっとよく勉強して欲しいと思う時もある。極端な話、初回から返戻とする方針を取ると、全てのプラン料（件数及び年数）を返戻としなければならない程に、指摘点がありすぎてどうしていいかわからないというケアマネジャーもいる。
石垣市	ケアプラン点検に際しては、運営基準等に沿って適切に業務が行われているかを確認させて頂いています。
浦添市	ケアプラン点検の確認事項や修正等多い場合は、基本的に個別の面談にて指導。
名護市	ケアプラン点検事業への取り組む方針等につきまして、特に、利用者の状態にあったサービス内容になっているかどうかを確認しております。（なかには、サービス事業所の要望通りの内容になっているケースも見受けられる）仮に、不適切であると確認できた場合でも、指導を優先として行っています。しかしながら、ケースによっては、明らかに介護支援専門員として把握しておくべき事項が、適正になされていない場合については、即、返戻ということもあります。その解決策の一つとして、地区ケアマネ連絡会等を通して、お互い基本的な部分の再確認や意見交換を十分に行っているところです。
糸満市	本市では、指導を優先して行っておりますが、明らかに減算項目に該当する場合は、面談等により状況を確認した上で、必要に応じて減算しています。ケアプラン点検事業へ取り組む方針については、ケアマネの質の向上を目指し、一律機械的な処理を行わないよう配慮しながら、取り組んでいます。
沖縄市	初めてケアプラン点検を行う事業所については、主に指導を行っています。法改正がある場合等は「沖縄市介護支援専門員連絡協議会」にて説明を行ったり、文書通知をして周知を図っています。指導を行った後に、説明会や文書通知の内容が反映されていない場合は

	返還対象としています。
うるま市	市民の皆様から大切な保険料を徴収している以上、適切な給付でないと認められる場合は返戻させていただく方針です。介護保険事業を公平公正に遂行していくうえでも介護支援専門員の皆様にもご理解いただきますようよろしくお願いいたします。
西原町	モニタリングが行われていない、担当者会議が行われていない等運営基準減算に該当する場合は減算としていますが、その他についてはまず指導という形をとっています。※質問6と同様
多良間村	回答なし
竹富町	指導を優先して行い、指摘事項が改善されなかった場合に返戻と考えてます。点検時のみでなく、日頃も気がついたときに口頭で指摘を行っている状況です。
与那国町	回答なし
広域連合	H15年度から点検事業を実施していますので、運営基準に関しては既に周知され運営基準に則った支援が行われた事を確認し介護報酬を得ていると考えています。新規開設事業所については初回の点検は指導を重点とした点検を実施する必要があると考えます。方針については通常書類を取り寄せた点検と情報に基づいた点検の2種類の点検がありますが内容については運営基準に照らし合わせた点検を実施しています。 通常点検→期間：1～2ヶ月程度 対象者：1～2名程度 内容：プランニング及び運営基準に則った支援が行われているかの確認。 情報に基づいた点検→期間：情報内容により設定 対象者：対象期間に係る全利用者 内容：運営基準を重視した点検

「介護支援専門員への支援策について」

【質問8.】

1) 介護支援専門員への支援策として、H21年度中に実施したケアマネ地区連絡会との情報交換会やケアマネ対象の研修会等があればご記入ください。(実施日や会議名等、具体的にお願いします。また研修要綱、研修の案内文書等があればご同封願います)

【回答】

保険者	回 答
那覇市	地域包括支援センターに地区ケアマネ連絡会の事務局があるため、年間計画を基に定期的に役員会との連絡調整は行われており、年1回の総会や年1回程度の情報交換の場に関係する課職員が参加しております。年1回課主催の研修も行われており、H21年度は、別紙のような「介護保険報酬改定からみる介護支援専門員の専門性とは」「認知症高齢者のケアマネジメントについて」の研修が行われました。
宜野湾市	6月10日宜野湾市居宅介護支援事業所連絡会にて①平成21年度介護報酬改定に関する疑義、②その他要望に対する回答(認定等)について説明を行いました。
宮古島市	高齢者見守り事業(市独自)で新たなモデル的な事業であるので、ケアマネ連絡会の協力を得なければならないので、H21.10.7に説明会を開催。
石垣市	H21.4.9 地域密着型事業所対象 介護報酬改定に伴う報酬改定の概要についての説明会の開催 H21.5.18 介護保険連絡協議会開催
浦添市	H21年5月19日 浦添市介護支援専門員連絡会 介護報酬改正点について ケアマネジャーから質問の多かった内容を説明 H21年10月19日 浦添市介護支援専門員連絡会 加算について再度説明
名護市	社会福祉協議会からの案内を通じて、毎月3週目の金曜日に行われる「名護市介護支援専門員連絡会」に積極的に参加しております。この参加は、介護専門員等との情報交換や意見交換など、密接な連携を図ることを目的としております。それにより、お互いの疑問点問題点などを話し合い、その解決に向けて円滑に進めていける場だと感じております。今

	後とも、利用者にとって適正かつ円滑なサービスが提供できるよう、積極的に意見交換等の場を設けていきたいと考えております。
糸満市	本市のケアマネが開催している介護支援専門員連絡会の中で、年2回、「行政との情報交換会」があり、保険者として参加し、情報交換を行っています。 (平成21年度は、H21.6.17、H22.1.13の2回)
沖縄市	沖縄市介護支援専門員連絡協議会研修会 第1回 研修会 H21.5.21 第2回 研修会 H21.7.22 第3回 研修会 H21.9.30 第4回 研修会 H21.10.14 (第3回②として) 第5回 研修会 H22.1.13
うるま市	別添資料参照 ①平成21年度 ケアマネジメント活動支援事業実績 ②平成21年度 ケアマネジメント活動支援事業実施要領・・・2枚 ③平成21年度 ケアマネジメント活動支援事業研修会のご案内
西原町	・11月に町内のケアマネとの意見交換会を役場にて開催(詳細は別紙参照) ・2月に西原町の利用者を担当している県内の全居宅を対象にケアマネ研修・意見交換会を開催(詳細は別紙参照)
多良間村	回答なし
竹富町	特になし
与那国町	回答なし
広域連合	※平成21年5月7日：南城市介護支援専門員連絡会 内容：「減算についての勉強会へ資料提出」 ※H21年7月2日：中城村・北中城村・ケアマネ連絡会：北谷・嘉手納・読谷介護支援専門員連絡会 内容：「平成21年度介護報酬改定に関する質問についての回答及び質疑応答を交えてのディスカッション」 ※平成21年7月13日：沖縄第一病院ケアマネ勉強会 内容：「運営基準について資料提出」 ※平成22年1月19日：南城市介護支援専門員連絡会 内容：「平成21年度の改正内容について確認のための資料提供」

2) また他に介護支援専門員の支援策として取り組まれていることがあればご記入ください。

保険者	回 答
那覇市	特にはありませんが、日々の窓口相談や電話相談で、プランチェックを通して、何らかの支援ができていればよいかと願っています。
宜野湾市	今年度は予定していません。
宮古島市	
石垣市	H21.8.27 H21.10.30 H21.12.18 } 石垣市介護支援専門員会議
浦添市	グループホームのケアプランについて点検中。
名護市	介護支援専門員の支援策として、現在のところ、「介護支援専門員連絡会」への参加のみとなっております。
糸満市	介護支援専門員の支援策としては、暫定プラン作成時や新人ケアマネのケアプラン等を取り寄せ、点検を行い、指導・助言を行っています。
沖縄市	沖縄市ケアマネジメント学習会を実施 ※詳細については、別紙開催要綱を参照

うるま市	窓口や電話などにて、相談があれば随時対応を行っております。
西原町	西原町においては平成 18 年からケアマネさん方への指導と介護報酬の適正化を図るため、「新規・居宅変更・区分変更時のケアプラン提出」を義務付けしてきました。サービス提供前にケアマネさんと顔を合わせることで、内容や回数の調整が行いやすい、指導のチャンスが図れた、とよい意見もあったのですが、やはり町内のケアマネさんにプラン提出が偏ってしまい負担が大きいとの声もありました。それをふまえ、平成 21 年の 11 月末をもって「新規・居宅変更時」のケアプラン提出は終了とし、現在は区分変更時等の暫定プランのみ提出を義務付けしています。窓口や電話でプラン作成、加算等についての相談があれば随時対応しています。
多良間村	回答なし
竹富町	特になし
与那国町	回答なし
広域連合	随時、広域連合窓口や電話、FAXでの相談を行っています。